

教育基本法を守るために

東京大学教授
小森 陽一

2001年11月26日、遠山敦子文部科学大臣は、中央教育審議会に対して「教育振興基本計画の策定」とともに、「新しい時代にふさわしい教育基本法の存り方について」の諮問を行いました。このような「教育基本法」を「改正」しようとする動きは今突然はじまったものではありません。

2000年12月22日には、首相の私的諮問機関であった「教育改革国民会議」が、内部の反対を押し切って、「教育基本法の見直しに取り組むことが必要である」とする「報告」を出しました。この「報告」を受けて、森内閣の路線をそのまま引き継いだ小泉純一郎内閣は、「教育基本法」の「改正」を中央教育審議会に諮問したのです。

それに足並みをそろえるようにしていろいろな動きも活発になってきています。11月5日に東京で開かれたシンポジウム「教育改革の目指すもの」（主催・日本の教育改革を進める会、後援・産経新聞社）では、中曽根康弘元首相が基調講演をし、「教育基本法」をどのように「改正」するかの方角をはっきりと打ち出しています。中曽根元首相は、「教育基本法と憲法は不可分に結びついている。例えば教育勅語は大東亜戦争まで憲法の思想的バックボーンだった。今日の憲法も、教育基本法の前文にその精神が取り入れられ、不可分の関係であることは明らかだ。／今、憲法改正論が強くなっている。国民の7割が改正に賛成している。特に若い世代で改憲論が強いことに喜びを感じている。改憲は10年以内にはできるだろう。教育基本法はその根をつくる意味で、憲法に先駆けて改正しなければならない。／小泉首相は『蛮勇を奮え』（「産経新聞」2001年11月6日）と語りました。

中曽根元首相が明言しているように、「教育基本法」の「改正」は、「改憲」への重要な布石として位置づけられているのです。中曽根元首相は、「教

育基本法」の前文に憲法の「精神」が「取り入れられ」、「不可分の関係」にあることを問題にしています。まず「教育基本法」の「改正」によって憲法と分断し、それに乗じて「改憲」につき進む、ということを考えているのです。

もちろん「改憲」のねらいの標的は第9条です。「テロ対策特措法」によって自衛隊の海外派兵に踏み切った小泉内閣は、有事法制の改悪を射程に入れながら、「報復戦争」という、アメリカがいうフィクショナルな「非常事態」に乗じて一気に「改憲」にむかおうとしていることは明らかです。「教育基本法」の「改正」は、まさにその最終的な下準備にほかなりません。そしてそれらの動きは、1999年の「日の丸・君が代」法制化以来、学校のなかで「国家」がさまざまな形で全面にでてくる一連の事態と連動しています。

中央教育審議会への諮問の「理由」の中では、「教育改革国民会議」の「報告」を踏まえる形で、「教育基本法の在り方について」「検討する必要がある」と述べられています。踏まえているのは、「新しい時代を生きる日本人の育成」、「伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、発展」、そして「教育振興基本計画の策定など具体的方策の規定」という「三つの観点」です。注目すべきなのは、「教育基本法」の「基本理念」の見直しにおいて、「日本人の育成」と「伝統、文化」の「尊重、発展」の問題が、きわめて緊密に結合されている点です。

「理由」書の「Ⅱ 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」の「教育の基本理念についての検討」をめぐる項目の「(3) 伝統、文化の尊重など国家・社会の形成者として必要な資質の育成という視点」においては、次のような指摘がなされています。「国際化が進展する社会の中であって、日本人としての自覚を持ちつつ人類に貢献するとい

うことから、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。これらの点を踏まえながら、今日において、国家、社会の形成者として有すべき資質として、特に求められている点は何かという視点から議論する必要があると考える」と書かれているのです。

この「理由」書からは、明らかに「教育基本法」の前文についてその変質を考えていることがわかります。「教育基本法」の前文にはこう書かれています。「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」。これと比較してみるとただちにわかるように、「理由」書における「日本人としての自覚」は、「日本国憲法」「民主的で文化的な国家」「世界の平和」に対置されているのです。それだけではありません。「教育基本法」では、「人類の福祉に」「貢献」するとなっていたのに、その「福祉」という言葉がすっぽりと脱け落ちていくのです。小泉内閣が、無謀な自衛隊派兵に踏み切っていく中で「貢献」という言葉がどのように使われて来たかをここで思い出してみたい。

湾岸戦争の轍を踏むな、を合言葉に、目的も目標も明らかにしないまま、とにかく自衛隊を派兵して「ショウ・ザ・フラッグ」というアメリカの要請に応えるときのキー・ワードになったのが「国際貢献」という言葉でした。ここに「国際化」の中における「日本人としての自覚を持ちつつ人類に貢献する」ことの、小泉内閣における含意があるのです。この含意が「日本国憲法」にも、「世界の平和」にも逆行することは明らかです。「国際貢献」という看板の下に、戦争にむかって身を投げ出していく「日本人」をつくること、その心の支柱に「我が国の伝統・文化」の「尊重」と「発展」を据えようとしているわけです。少なくとも「教育基本法」が制定された1947年の時点においては、「日本国憲法」の理念に即して「民主的で文化的な国家を建設」することは、大日本帝国憲法と教育勅語体制という「我が国の伝統・文化」と、はっきりと訣別することを意味していたのです。

さらに見ることができないのは、「日本人」が二度までも強調されることとあわせて、「国」と「国家」が前面に出て、「社会」が「国家」と無媒介に結合されていることです。「教育基本法」では、

「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことが前文で主張されていました。今回の「理由」書は、「個人の尊厳」や「真理と平和」よりも「国家・社会の形成者」に力点がおかれているのです。「理由」書からは「平和」と「個人」が消し去られています。たとえば「教育基本法」の第1条についての「理由」書の記述は、「第1条は、人格の完成を目指し、国家、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行うとし、国家・社会の形成者として有すべき徳目を例示している」というものです。「国家・社会の形成者」という語句が繰り返されています。

「教育基本法」の第1条は次のような文面です。「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（傍点引用者）。比較してみると「平和」と「真理と正義」、「個人の価値」、「勤労と責任」それを支える「自主的精神」という語句が抜け落ちているのです。私は、言葉の専門家としてはっきり言いたい。「教育基本法」の第1条の要約になっていません。ここには、意図的な消去法が使用されている、というしかありません。

この「意図的な消去法」にこそ、小泉内閣が進めようとする危険な路線があらわれています。まず第一に消去されているのは「平和的な」という、「国家」に対する修飾語。言うまでもなく、憲法第9条と深くかかわる問題領域です。朝鮮戦争の最中にGHQが路線転換し、1950年に「警察予備隊」を設置。それが再軍備のはじまりとなり、52年に「保安隊」に改編、54年に「自衛隊」となったわけです。誰もが知っていることですが、「自衛隊」は陸上・海上・航空の各自衛隊から成り立っています。常識的な日本語能力のレベルにおいても、この組織が「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」という憲法第9条の規定に違反することは明らかです。

ここで9条の本文が「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を、誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と述べていたことを思い出しておきましょう。「国際平和」は、「正義と秩序」を基調とするのです。

けれども、テロ対策特措法に基づく自衛隊派兵で、後方支援をしているアメリカ軍がアフガンで遂行している「武力の行使」に、一かけらの「正義」もないことは、日に日に明らかになりつつあります。9月11日の同時多発自爆テロに対して、いったいどのような意味においてアフガンへの空爆が有効な対抗措置になるのかを、まったく明示できないまま、テロに直接関係ない人々を多数殺害しただけです。現在の世界の「秩序」を解体しているのは、アメリカなのではないでしょうか。アメリカの自国中心主義が、世界の人々から「正義と秩序」が国際社会にありうる、という希望を失わせ、テロを誘発しているのが実体です。こうした、暴力の連鎖を断ち切れる可能性を内包しているのが、憲法第9条の理念なのです。いや理念だけではなく、現実的有効性というべきでしょう。

「個人の価値」が消されているのにも理由があります。それは、歴代の自民党内閣の政治、とりわけ中曽根政権が米バブル経済に突入していき、日本の各産業が国内で空洞化する中で、「勤労」の場自体が奪われてしまっているからです。小泉内閣が進めている「構造改革」なるものは、大企業が生き残るための首切りとリストラを追認するだけで、政治的な「責任」を一切回避しています。「勤労と責任を重んじ」る考え方から、一番遠く離れているのが小泉内閣の政策なのです。

今年の高卒卒業者の二人に一人は就職口がありません。そのような形ですべての矛盾を若い人たちに押しつけてくるような政治の中で、「個人の価値」が尊重されるはずがありません。このような矛盾の中にたたきおとされている若い人たちが、本来の意味で「自主的精神に充ちた」人に成れば、当然、無策のまま政治的責任を放棄している政権担当者に対して、抵抗と批判の声を上げるでしょう。それが、彼らにとって最も恐ろしいことなのではないでしょうか。いかにして多くの人々が「自主的精神」を持たないようにするのか、「個人の価値」などに思いついたることなく、かけ声だけの「改革」を支持してくれるように押しとどめておくのか。これでは「教育改革」といいながら事実上の「教育破壊」につながるのではないのでしょうか。

表向きは「ゆとりの教育」をかかげた2002年から実施される新学習指導要領は、差別を固定する政策です。文化資本を持ち、競争に勝ち抜ける一部の

人たちだけに教育投資し、あとはすべて切り捨てる、というのが教育内容3割削減のねらいです。一つの可能性として東京を中心に進められようとしています。公立学校の学区の自由化も同じ危険性を持っています。現在の各学校に対する評判をもとに、保護者や生徒の自主的選択を表向きの理由に学校を選ばせたなら、その結果はエリート校から末端まで、きれいに差別化された序列がつくでしょう。その瞬間、差別は固定化し、二度とその序列が大きく崩れることはないでしょう。自主的選択に見せかけて差別を固定化すること、低辺に位置づけられた者が二度と這い上がれないようにするのが小泉内閣が持ち込もうとしている新自由主義的政策なのです。

さらには、「ゆとりの教育」の一つの目玉商品が、いわゆる「総合的な学習の時間」ですが、ここにきわめて危険な状況がいまあらわれています。「職場体験」の授業と称して、2000年には450校もの学校が、自衛隊の基地を見学する授業を行っているのです。2001年度も同じような傾向があり、こうした動きを促進させるために、防衛庁が「防衛庁からのお知らせ」として、自衛隊体験授業をめぐるメニューを出しているのです。文字どおり「戦争ができる国」にするために、自衛隊が子どもたちを取り込もうとしているのです。そして、その自衛隊が海外派兵されている。

私はここで、もう一度、なぜ憲法と教育基本法が「不可分」に結びついていることが、中曽根康弘元首相を中心とする勢力によって敵視されているのかについて考え直しておく必要があると思います。「平和」という言葉、そして「個人」という言葉が、「教育基本法」を「改正」する「理由」書から意図的に消去されていることは、憲法の前文と深くかかわっています。

たとえば憲法の前文のはじめの方には、「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあります。しかし第153国会で、「テロ対策特措法」の制定と同時に行われた自衛隊法の改定では、自衛隊がこのひとりひとりの「国民」すなわち「個人」の市民的自由を、大幅に侵害する危険性が生じる規定が導入されました。それは「防衛秘密に関する規定(96条の2、別表第4)」です。ここでは、防衛庁

長官が防衛秘密だと指定した情報はすべての法律の対象となり、その情報を漏らした者が、5年以下の懲役に処せられることになる、と規定されています。そして漏洩を教唆、扇動した者も2年以下の懲役に処せられます。従来の自衛隊法では、守秘義務違反者に対する罰則は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金でした。かつて多くの人々の反対で廃案とされた国家秘密法が、「テロ対策」という名のドサクサまぎれに、導入されてしまったのです。

もちろん、「テロ対策特措法」全体が、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こる」可能性を切り開くものであることは明らかです。小泉内閣は、とにかく「報復」という名の戦争を遂行するアメリカの路線に追従する姿勢を示すためだけに、前文と憲法第9条の間に「隙間」があるという発言をしてまで、自衛隊の海外派兵を強行しようとしたのです。「ショウ・ザ・フラッグ」のために、政府が憲法をないがしろにし、邪魔者扱いにしているものであり、それは憲法第99条、すなわち行政の長が「憲法を尊重し養護する義務」に違反したものにほかなりません。

小泉内閣が成立した当初から、小泉首相が声高に主張していた「集団的自衛権」を、アメリカとの関係で行使したい、という欲望のために、「平和」と「個人」が消し去られようとしているのです。小泉首相は、アメリカ一国だけに追従することを、「国際貢献」や「国際協力」という言葉にすりかえているのです。憲法前文の終わりの方には「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を、地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」とあります。けれども、9.11テロ以後のアメリカの「報復」という名の戦争が、あきらかに「平和を維持」することに反し、巨大な軍事力によって他の国々を「圧迫」するきわめて「偏狭」な、「専制」主義だったことは、目を追うごとに明確になってきています。しかし、小泉内閣は、このアメリカの路線に「隷従」する方向だけを選びつつけているのです。

小泉内閣の路線は、アメリカ一国が軍事的「専制」を行使する、冷戦後の新秩序の中で、アメリカにひたすらすりよることで、アメリカから「名誉ある地位」を与えられたいと欲望するだけなのです。その意味では、この間、小泉内閣が主張しつつけてきた「集団的自衛権」の問題も、「テロ対策特措法」も、

憲法の前文と真向から対立するものだと言わざるをえません。

しかしここで「集団的自衛権」の問題が、きわめて危険な側面を持っていることに注意を向けておかねばなりません。国連憲章51条では、集団的自衛権行使の要件を明確に規定し、「戦争の自由」に踏み込まないよう規制しています。集団的自衛権行使の要件は、国連加盟国に対する「武力攻撃の発生」です。今回の同時多発自爆テロ後、NATOはその歴史の中ではじめて、集団的自衛権の発動に踏み切りましたが、その要件は第5条に「締約国（NATO加盟国）に対する武力攻撃」であると明確に規定されています。けれども日米安保条約の場合は「極東における国際の平和と安全の維持に寄与するため」という、きわめて曖昧な規定しか存在しないのです。「極東」の範囲がどこからどこまでなのか、日本とアメリカでは大きく見解が違っています。日本政府はフィリピン以北と説明してきましたが、アメリカ軍は、中国本土、ソ連、さらにはオーストラリアやニュージーランドまでを含むという認識です。そして実際、今回のテロ対策特措法では、この範囲は一気にペルシャ湾まで拡大してしまいました。

小泉内閣が、こうした日米安保条約という、きわめて特異な二国間条約の中味を隠したまま、「集団的自衛権」の行使があたかも唯一の「国際協力」であるかのように描き出すのは、許しがたいことです。「集団的自衛権」を言うのであれば、まず日米安保条約の「極東条項」を改定しなければ、国連憲章51条に違反することになるのです。それだけではありません。現在の小泉内閣のように、「極東条項」の延長線上で「周辺事態」をどんどん拡大していけば、結果的にアジアにおける「戦争の自由」を、日本はアメリカと共同した軍事行動の中で獲得することにもつながります。「すきま」発言に象徴される事実の隠蔽に基づく議論のすりかえで、憲法をいっそう空洞化しようとする小泉路線の内実を明らかにしていく必要があります。

「教育基本法」や憲法の「改正」が「戦争への一里塚」といったかつての認識では、いま進んでいる事態に立ち向かうことはできません。むしろ「戦争」を実質的に担う軍事力として自衛隊を一気に変質させることと連動して、「教育基本法」や憲法の「改正」が具体的な政治目標として位置づけられていることを直視しなければなりません。アフガンへの空

爆がはじめられてから、ほかの業種が低迷しつづけているにもかかわらず、アメリカの大手軍需産業の株が急上昇したことを見ても明らかなように、「戦争」は死の商人たちが儲けるために行われるのです。オサマ・ビンラディン氏やサダム・フセインは、1979年以後、ソ連やイランと対抗するために、アメリカが莫大な軍事資金援助をすることによって育てあげた「ならず者」です。もちろんその資金が軍需産業を儲けさせたことは言うまでもありません。

地域紛争や国際紛争を武力行使で解決できない、ということは、20世紀後半の最も大きな教訓です。同じ1979年にカンボジアでは、テロ国家であったポル・ポト政権が崩壊しました。その後ヴェトナムがカンボジアに侵攻し、それに対して中国がヴェトナムに対する軍事行動に出て中越戦争がはじまりましたが、そのことでカンボジア問題は解決しませんでした。軍事介入を止め、カンボジアの人々自身によって平和の中で自主的な政権が樹立されて、はじめてカンボジア問題の解決の糸口ができたのです。そうした状況を創り出すうえで、ASEAN諸国を中心とした、ねばり強い国際協力が長期的に行われ、その中で日本も重要な役割を果たしてきました。79年に発生した問題で解決したのはカンボジアだけと

いっても過言ではありません。平和の論理にこそ、最も現実的な紛争解決の力と、実績があるのです。小泉内閣が言う「国際協力」や「国際貢献」は、アメリカ主導の軍事力行使への加担以外のなにもでもありません。それは暴力の連鎖を泥沼化させるだけです。

重要なことは、アメリカ主導型軍事行動への参加の道が、「現実的」だと言いつつのことによって、小泉内閣が憲法第9条を邪魔物扱いし、古いと言ったり理想論だと言って「改憲」へひた走ろうとしていることです。単に憲法の理念を主張しているだけでは対抗できません。そうではなく、憲法の各条が持っている、現在の様々な矛盾を解決する実効性を主張していくことが大切です。憲法を理念としてではなく実践的な政策として活かすことが必要になります。ここを出発点にしましょう。

同じことが「教育基本法」についても言えます。学校教育の国家主義化を狙う人々の手かせ足かせになっているからこそ、今「教育基本法」の「改正」が行われようとしているのです。現在の教育問題の責任が「教育基本法」を空洞化してきた人たちにあることを、まず明確にすべきです。

新教育課程用
教科書

最新の研究成果・読みやすい文章

じっきょうの歴史

世界史A

ビジュアルで応用のきく教科書

世界史B

詳細で新しい教科書

高校日本史A

生徒自らが学び、自らが考えるための教科書

身近な事例・わかりやすい

じっきょうの公民

基本的な事項をわかりやすくまとめた教科書
的確な記述と豊富な事例で現代社会にアプローチした教科書
生徒が一人で読んでも理解できるていねいでわかりやすい教科書

現代社会
高校現代社会
政治・経済

定価 210円(本体200円) 編修・発行 実教出版株式会社 代表者 本郷 充
2002年2月15日 印刷 発行所 〒102-8377 東京都千代田区五番町5
2002年2月20日 発行 Tel.03-3238-7777 <http://www.jikkyo.co.jp/>